

令和 8 年度

神戸市和田岬駅前駐輪場  
維持管理に係る費用負担に関する協定書

〔 〕(以下「甲」という)と〔 〕(以下「乙」という)は、神戸市兵庫区和田宮通5丁目5に所在の神戸市和田岬駅前駐輪場の光熱水費、維持管理費等の支払いに係る以下で合意し、本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神戸市和田岬駅前駐車場および神戸市和田岬駅前駐輪場の光熱水費、維持管理費用等の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(費用負担の内容)

第3条 乙は、甲が一括で契約を行う次に掲げる項目及び甲が行う無人時の警備業務について、費用を負担するものとする。

(1) 光熱水費(甲一括契約)

(2) 機械警備費及び各種設備保守点検費(甲一括契約)

(電気設備保守、消防点検、特定建築物点検、建築設備点検、防火設備点検)

(3) 清掃管理費及び廃棄物処理費(甲一括契約)

(4) 無人時の警備業務費

(費用の負担額)

第4条 前条に規定する費用は、神戸市和田岬駅前駐車場および駐輪場の全体面積(7274.98平方メートル※登記面積)から神戸市和田岬駅前自転車駐車場の面積(260.07平方メートル)を除いた面積(7014.91平方メートル)で除した割合(以下「負担割合」という。)より算出するものとする。

負担割合の面積按分は27:1(駐車場0.964、駐輪場0.036)とする。

ただし、前条に規定する費用を負担割合より算出した結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前条1号、2号、3号に規定する項目の負担額は、実績額に負担割合を乗じた金額とする。

3 前条4号に規定する項目の負担額は年額1,119,100円(税込)とする。

第5条 甲は、第4条第2項に規定する金額について、必要に応じて実績額を証する書類を添えて乙に年額を一括で請求するものとする。

2 乙は、甲から第1項又は前項の支払いの請求があったときは、正当な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(協定の解除)

第6条 甲又は乙が、この協定に違反した場合、その他協定を維持しがたいと認める事由がある場合は、相手方にその事由を付した書面で通知することにより、協定を解除することができる。

(甲への報告)

第7条 乙は、管理運営上重要な事項については、必ず文書により甲に報告しなければならない。また、甲から要求があった事項についても同様とする。

(損害の負担)

第8条 乙は、神戸市和田岬駅前駐車場および神戸市和田岬駅前駐輪場に係る維持管理業務の執行に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任において損害の責めを負うものとする。ただし、甲がやむをえないと認めた場合は、この限りではない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 3月31日

甲：

乙：

